

---

プロジェクト 税効果会計

項目 本日の検討の概要

---

### 検討の経緯

1. 第 290 回企業会計基準委員会（2014 年 6 月 26 日）及び第 5 回税効果会計専門委員会（2014 年 6 月 18 日）においては、専門委員より寄せられた課題のうち、繰延税金資産の回収可能性に関わるグループ 2 の論点の一部（例示区分、将来の合理的な見積可能期間など監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第 66 号」という。）全般に関わる論点）について検討を行った。

第 291 回企業会計基準委員会（2014 年 7 月 11 日）及び第 6 回税効果会計専門委員会（2014 年 7 月 10 日）においては、監査委員会報告第 66 号全般に関わる論点の議論を深めるため、設例を踏まえた論点の検討を行った。また、その検討にあたり関連する場合があるため、監査委員会報告第 70 号「その他有価証券の評価差額及び固定資産の減損損失に係る税効果会計の適用における監査上の取扱い」における取扱いの整理も行った。

### 本日の審議事項

2. 第 7 回税効果会計専門委員会（2014 年 7 月 25 日）では、第 291 回企業会計基準委員会及び第 6 回税効果会計専門委員会において検討を行った設例に関して、委員及び専門委員から聞かれた意見の整理を行った。
3. 本日は、第 7 回税効果会計専門委員会において検討された以下の事項について審議をお願いしたい。
  - 繰延税金資産の回収可能性－第 6 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見の整理

以 上

(別紙1)

専門委員より寄せられた課題のグルーピング

### グループ1

税効果の会計処理に関する論点のうち繰延税金資産の回収可能性に関する論点以外で重要と考えられる論点（以下、各論点の番号は「現行の実務指針に関する課題の一覧」における課題番号を参照している。）

- 未実現損益の消去に係る税効果（1番～3番）
- 子会社等の留保利益に係る税効果（6番、8番～9番）
- 子会社への投資に係る将来加算一時差異の税効果と繰延税金負債の支払可能性（4番及び21番）
- 税効果会計に適用される税率が変更された場合の取扱い（16番～17番）

今回の検討事項

### グループ2

繰延税金資産の回収可能性に関する論点のうち重要と考えられる論点

主に監査委員会報告第66号に関連する論点

- 例示区分、将来の合理的な見積可能期間など監査委員会報告第66号の全般に関する論点（29番～37番）
- 例示区分4号の「重要な税務上の繰越欠損金」及び「非経常的な特別の原因により発生したもの」に関する明確化（35番、38番～40番）
- 例示区分5号の「債務超過の状況にある会社」及び「短期間に当該状況の解消が見込まれ（る）場合」に関する明確化（41番～42番）
- 個別税効果実務指針第21項における繰延税金資産の回収可能性の判断要件についての規定の明確化（19番）
- 個別税効果実務指針第21項における繰越欠損金及び税額控除の回収可能性に関する規定の明確化（20番）
- 監査委員会報告第66号第3項の繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順を踏まえた課税所得の定義の明確化（45番）
- 監査委員会報告第66号における例示区分等の繰延税金資産の回収可能性に関する注記（12番～13番）

主に監査委員会報告第70号に関連する論点

今回の検討事項

- 将来解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異（43番～44番）
- その他有価証券の評価差額に係る税効果（48番）
- 償却資産の減損損失に係る税効果（49番）

### グループ3

個別の特定の取引に関する取扱いなどグループ1及びグループ2以外の論点

#### 組織再編やグループ税制に関連する論点

- 100%子会社間での子会社株式等の売買に係る税効果（5番）
- グループ法人税制の適用下で個別財務諸表上で計上された寄付修正事由に対応する投資簿価修正に係る税効果（14番）
- 無対価組織再編に係る税効果（23番～24番）
- 資産調整勘定又は差額負債調整勘定が生じる場合の税効果（25番）
- 国内完全支配子会社又は連結納税対象子会社の株式評価損の税効果（26番）
- その他の包括利益に対する課税（連結納税加入時のその他有価証券の時価評価課税）（55番）
- 連結納税離脱の際の税効果（60番）

#### 回収可能性に関連する論点

- 個別財務諸表におけるスケジューリングの連結財務諸表の観点からの見直し（10番）
- 新設会社における回収可能性（46番）
- 繰延ヘッジ損失に係る繰延税金資産の回収可能性（61番）

#### 開示に関連する論点

- 繰延税金資産の重要な増加減少についての理由の注記（11番）
- 繰延税金資産から控除した額の開示（22番）
- 未払法人税等と未収還付法人税等の表示（53番）

#### その他の論点

- 在外子会社等への投資のヘッジに係る税効果（7番）
- 連結税効果実務指針第48項の数値例（15番）

- 税効果会計に適用される税率が変更された場合の取扱い (18 番)
- 中間財務諸表及び四半期財務諸表における簡便法 (27 番～28 番、59 番)
- 「所得に関連する税金」と「所得に関連しない税金」の分類 (50 番)
- 住民税均等割及び付加価値割のうち利益に関連する金額の取扱い (54 番)
- 追徴税額の会計処理 (51 番～52 番)
- 対象とする税金の範囲 (56 番～58 番)
- 会計基準等の体系など (62 番)

**検討の中では取り扱わないもの（監査に関連するもの）**

- 監査委員会報告第 66 号における経営者確認書の入手の規定 (47 番)

以 上